

# 学校いじめ防止基本方針

2022年

東大阪市立荒川小学校

## 学校いじめ防止基本方針

東大阪市立荒川小学校

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を」を教育目標としており、人権教育を指導の基盤として重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### 3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称 「いじめ 対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、当該児童担任、生活指導担当、人権教育担当、教務主任、特別支援教育コーディネーター、児童支援コーディネーター、養護教諭等、その他必要に応じ関係職員を加える。

(3) 役 割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応

- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

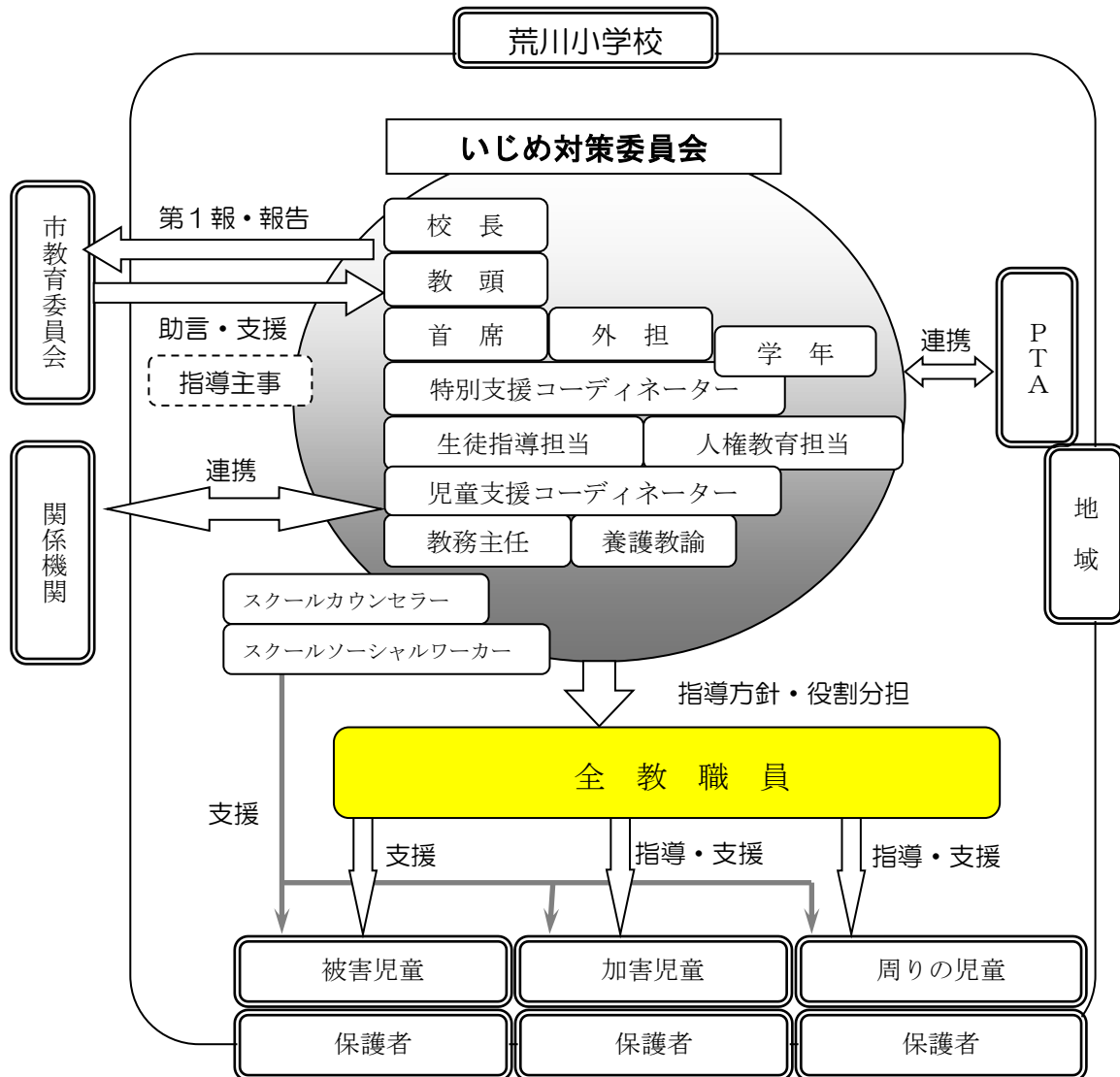
荒川小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	教職員
4月	児童・保護者への呼びかけ	児童・保護者への呼びかけ	児童・保護者への呼びかけ	第1回 いじめ・不登校対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	家庭訪問 報告会
6月	平和学習 学校生活アンケート実施	平和学習 学校生活アンケート実施	平和学習 学校生活アンケート実施	生指報告会
7月	保護者懇談 （家庭での様子の把握）	保護者懇談 （家庭での様子の把握）	林間学舎（集団づくり） 中止・変更 保護者懇談 （家庭での様子の把握）	布施中ブロック研修
9月	児童・保護者への呼びかけ 授業を通して 運動会（集団づくり）	児童・保護者への呼びかけ 授業を通して 運動会（集団づくり）	児童・保護者への呼びかけ 授業を通して 修学旅行（6年） 運動会（集団づくり）	研究授業（人権・学習） ※各学年
10月	学習発表会（日曜参観）	学習発表会（日曜参観）	学習発表会（日曜参観）	学校教育自己診断
11月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	研究授業（人権・学習） ※各学年
12月	学校生活アンケート実施	学校生活アンケート実施	学校生活アンケート実施	
1月		学校生活アンケート実施	学校生活アンケート実施	
2月	学校生活アンケート実施		学校生活アンケート実施	
3月	年間を通して、人権教育に取り組んでいく。			

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校対策委員会は、年数回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

「校内体制」



1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、児童が安心・安全な学校生活を送ることができ、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、一人で問題を抱え込むことなく管理職へ報告し、いじめ・不登校・虐待対策委員会で対応を協議し、全教職員で組織的な対応をしていく。児童に対して、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。保護者に対して、児童が発する変化のサインに気づいたら学校に相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いていく。地域に対して、「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便りや学校 HP、地域教育協議会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、児童が自己有用感を高め自尊感情を育むことができるように学校全体で取り組んでいく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校の教育活動の全において生命や人権を大切にする精神を貫くことを徹底する。分かる授業づくりを進めるために、一人ひとりを大切にしながら楽しく分かりやすい授業を推進して確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。また学級や学年の取り組み、児童会活動においても、人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。さらに、児童がストレスを感じた場合でも、それを他者にぶつけるのではなく、運動や読書等で発散したり、誰かに相談したりするなど、適切に対処できる力を育む。

一方、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方については、全教職員が「いじめは人権に関わる重大な問題である」との認識を持ち、いじめ行為はもちろん、はやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない態度で、些細なことでも必ず相談に応じるようにする。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、全ての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定して行くことが、いじめの未然防止につながる。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めるとともに、児童一人ひとりの自己有用感を高め自尊感情を育む教育活動を推進する。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの

構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の様子について情報交換を行うなど、生徒指導体制の充実に努める。また、日頃からの教育実践の悩みを気軽に話し合える教職員間の雰囲気醸成が大切である。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的に行う「学校生活アンケート」や「生指報告会」を実施するとともに、職員朝礼や職員会議において、児童の様子の交流を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校づくりをめざす。

日常の観察として、授業中はもちろん、休み時間や放課後における児童との何気ない話や日記等も活用し、様々な場面で児童の様子を把握する。

- (2) 保護者と連携して、児童を見守るため、電話連絡や家庭訪問を日常的に行い、家庭で気になった様子はないかを把握する。また、愛ガード運動協力員の方々から通学時や放課後の様子等を聞き取るなど、地域と学校の連携に努める。

- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として児童の思いを尊重し、プライバシーに十分配慮した対応をするとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）や教育センター相談員の活用を図る。

- (4) 学校便りや学校ホームページ、懇談会等により、相談体制を広く周知する。

取組状況の把握と検証により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 学校教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点から踏まえ、東大阪市教育委員会の助言のもと、適切に行う。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、次の「5つのレベル」に応じて行い、場合によっては、外部機関とも連携する。

	レベル	対応
レベル 1	管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル	担任・学年教員で対応し、解決を図る。
レベル 2	管理職・生活指導部を含めた学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行うレベル	担任・学年教員とともに、管理職・生活指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう、保護者を交えて指導する。
レベル 3	警察や関係機関と連携して、校内で指導を行うレベル	管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけて家庭でも指導する。
レベル 4	教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り、出席停止措置を行い、警察等と連携して校外での指導を行うレベル	教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。
レベル 5	学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル	教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児

童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。この場合、信頼を置いていると思われる教職員を入れるなどの配慮をする。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童



が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。